

第8回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月25日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 安部吉郎局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第 17号 農地法第18条の規定による報告について

日程第4 報告第 18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 議案第 23号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第 24号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第 25号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長 春の訪れには三寒四温とございますが、素晴らしく気温の高低差の激しい三寒四温となり、暑いと思ったら、いきなり大雪となったりと、春になるのはなかなか時間のかかるようなところであります。今日は、総会後に農業委員としての研修も控えておりますし、〇〇〇にもおいで頂いてる内容でございますので、時間も少し押している観点から少し早めに進めて頂きたいと思っておりますので、宜しく願い致します。

それでは、ただいまより第8回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第9条の規定により、6番鈴木寛幸委員、7番横澤謙次委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思っておりますが異議ございませんか。

委 員 全員異議なし。

議 長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程3報告第17号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法18条の規定による報告について説明させていただきます。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡 3888-1	
	地目地積	田 1筆で 2,071 m ²	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡 3888-1	
	地目地積	田 1筆で 2,071 m ²	

以上2件につきましてご報告いたします。

議 長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第4報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明させていただきます。

1番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
----	-----	-----	-----

届出地	中字酒町西 904 はじめ 2 筆
地目地積	畑 2 筆で 1,461 m ²

1 番は、取得日は昭和 60 年 8 月 20 日で相続でございます。あっせんの希望はありません。以上でございます。

議長 これも報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 議案第 2 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、ご審議お願い致します。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字谷地田 515-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 2 筆で 371 m ²	

以上でございます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。これは私の案件ですので、説明させていただきます。〇〇〇は、〇〇県生まれで、元中津川で農業をしていた訳ですが、一昨年、〇〇の方に引っ越しまして、〇〇の住宅と周りの田、畑が残っていたという形で、新規就農者で東京の方から〇〇さんという方が中津川で農業をしたということで、3 月から中津川に来ることになったようです。本人も非農家ですが、将来的には農家もしたいし、まずは周りにある畑を使って、家庭菜園等々をやっていきたい思いがあるようです。みなさんのご意見を頂戴しながら考えて頂きたいと思うところですので、よろしく願いいたします。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 6 議案第 2 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。ここで議事について、3 番、4 番の案件については、一部事後申請による追認案件であり、経過説明のため申請者本人を総会へ呼んでおります。そのため、通常ですと複数の案件がある場合は一括して事務局から説明を受け、審議することになるわけですが、今回は案件ごとに説明と審議を行い、

且つ順番を入れ替え、最初に 3 番、4 番の案件を審議します。それでは、申請者の〇〇〇に入室していただきますが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし

事務局 ただいま配布した資料については、〇〇〇の一時転用申請書を参考資料として頂いております。申請書をつけさせて頂きましたので、各委員の参考として頂けたらと思います。

議長 それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡 3889 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,945 m ²	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡 3888-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,071 m ²	

申請地は、飯豊町役場から北東に約 2089 メートルの位置にある農地でございます。場所の詳細については案内図でご確認ください。続きまして、転用事由について説明いたします。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、〇〇駐車場を造成するものです。今回の申請は、一部事後申請の追認案件となっております。資金計画につきましては、自己資金で全額負担する計画となっております。残高証明書にて確認をしております。取水は上水道。排水方法については汚水、生活雑排水については該当なし。雨水は用水路に流れるようになっております。駐車場整備計画ですが、今回の申請地で合計〇〇台分を整備することになります。被害防除計画について説明いたします。盛土造成を行います。周囲が道路と駐車場で囲まれている土地のため法面は発生しません。近傍農地及び農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。農地の区分であります。500 メートル以内に鉄道の駅、高速道路の出入口、都道府県庁等の公共施設が 1 つ以上存在する農地は、第 2 種農地と区分されます。申請地は JR 萩生駅から約 456m の位置にある農地であり、第 2 種農地になります。許可の基準ですが、今回の転用は既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないものに関しては許可できるとされております。

以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 ここで当該委員に関係する案件ですので、退席を求めます。〇〇〇。当該委員の現地調査、補足説明をお願い致します。〇番〇〇委員

〇〇委員 ただいま、事務局からあった通り農業委員会は決議機関でもあります。みなさまに十分ご審議頂きながらしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願ひいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって、3番4番の案件を承認することに決定いたしました。〇〇〇に報告いたします。全員賛成によって承認することに決定しましたので、ご報告いたします。

議 長 続きまして、1番2番の案件について審議を致します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

佐藤主事 それでは、1番、2番の案件について説明いたします。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字裏山 2731-5 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 636 m ²	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字裏山 2729-1	
	地目地積	畑 1 筆で 1,765 m ²	

申請地は、飯豊町役場から南に約 632 メートルの位置にある農地でございます。詳細な場所については案内図でご確認ください。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、住宅を新築し、併せてモデルガーデンを造成するものです。申請者は造園業を営んでおり、庭をどのように造ればいいのか、また、庭でどのような過ごし方ができるのか、といったことが

イメージできないお客様が多くいると感じておられます。そのようなお客様が理想の庭造りと過ごし方を見て体験していただけるよう整備するものであり、一般的にいうところの住宅ではなく、仕事場も兼ねての住宅になりますので、少々面積が大きくなっておりますが、問題ないと思われまます。工事着手は、許可後で、令和3年11月30日に完了予定です。続きまして、補足説明を行います。事業費は合計〇〇万円となっております。資金計画につきましては自己資金で〇〇万円、金融機関からの借入で〇〇万円の予定であり、残高証明及び融資証明にて確認しております。取水は上水道。排水方法については汚水、生活雑排水については集落排水、雨水は地下浸透でございます。駐車場整備計画ですが、合計〇台分を整備し、そのうち、自己用が〇台、来客用が〇台でございます。続きまして、被害防除計画について説明いたします。切土造成後に植生による法面の保護を行います。近傍農地への影響については建物の高さを加減することにより、被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、2月18日に地元農業委員の〇〇代理と現場確認を行っております。農地の区分であります。水道管、下水道管、ガスのうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域にあって、500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設が存在する農地は、第3種農地と区分されます。申請地は水道管、下水道管の2種類が埋設されている道路の沿道の区域であり、飯豊中学校から約302m、飯豊第二小学校から約340mの位置にあるため第3種農地であります。許可の基準ですが、第3種農地の転用は、許可できるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいませようお願い致します。

議 長 ここで、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇〇委員

〇〇委員 〇〇〇は、〇〇〇の妹さんでございます。場所的には、町の住宅造成地の道路を挟みまして、ちょうど西側になるわけなんです。モデルガーデンを作るのに適した場所ではないかと思えます。事務局から説明があった通りでございますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。日程第7議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	椿字新山 1760-1	
	地目地積	田 1 筆で 8,159 m ²	
2 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字小林 2680	
	地目地積	田 1 筆で 974 m ²	
3 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字向原西 557-4	
	地目地積	田 1 筆で 401 m ²	
4 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字大畑 3442-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 13,477 m ²	
5 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字南館 3327 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 8,583 m ²	
6 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	椿字田中 3548-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 10,731 m ²	
7 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字契約壇 3835-1	
	地目地積	田 1 筆で 671 m ²	
8 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	小白川字一の宮 3877-1	
	地目地積	田 1 筆で 604 m ²	
9 番	貸 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	小白川字上野一 3798 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,025 m ²	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字石箱道下 3662-1	
	地目地積	田 1 筆で 5,761 m ²	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字小沼沢二はじめ 14 筆	
	地目地積	田 14 筆で 17,029 m ²	

以上でございます。

議 長 ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。〇番〇〇委員

〇〇委員 1 番の案件であります。新規になります。〇〇〇がお亡くなりになりまして、現在は〇〇〇が相続されております。〇〇〇が借り受けるものです。圃場条件があまり良くないということで、小作料が〇〇〇〇円と若干低めになっておりますが、期間も 3 年となっております。間違いのないと思われま。もう 1 件になりますが、10 番の案件ですが、再設定であります。〇〇〇の農地を〇〇〇が継続して借りるということでもあります。3 年の契約で、今まで通り米で 1 俵半であります。間違いと思われるので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 2 番の案件ですが、〇〇〇から〇〇〇ということで、これは前から作ってくれているということで、今回、正式に書類とし、委員会を通して契約したいということです。特に問題ございませんので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 3 番の案件ですが、再設定であります。〇〇〇は十分に可能だと思いますので、了承しても良いと思います。11 番の案件ですが、〇〇〇も大規模にやっておられますし、再設定ですので、5 年間あります。十分にやっつけられると思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 6番の案件ですが、再設定です。今までも何ら問題なかったもので、これからも問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 4番5番の案件ですが、再設定であります。耕作者の〇〇〇がいずれも問題なく耕作してありますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 7番8番9番の案件でございます。いずれも再設定であります。7番につきましては、管理人の方から、家の周りの木の陰で、米が取りづらい場所でございまして、荒れないように管理して欲しいとことを含めて無償でお願いされている所であります。〇〇〇は何ら問題ないもございませんで、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第8回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
(午前10時42分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和3年2月25日

議 長 _____

署名委員 (6番) _____

署名委員 (7番) _____

